

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年8月4日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600727号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700062号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA事業所における労働者年金保険(昭和19年10月1日以降は厚生年金保険)被保険者資格の取得年月日を昭和17年6月1日、喪失年月日を昭和21年5月1日とし、昭和17年6月から昭和21年4月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和17年6月1日から昭和21年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正3年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年6月1日から昭和21年5月まで

A事業所における父(以下「訂正請求記録の対象者」という。)の年金記録が新たに見付かったが、資格喪失年月日が不明のため、日本年金機構の基準に基づき資格喪失年月日を昭和18年6月1日と設定することになる旨、日本年金機構から連絡があった。

しかし、訂正請求記録の対象者である父が残した2通の履歴書を見ると、いずれも、昭和21年5月にA事業所を退職した旨の職歴が記されているので、訂正請求記録の対象者について、労働者年金保険において年金額に反映される昭和17年6月1日から履歴書に記されている昭和21年5月までの期間をA事業所における被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(以下「被保険者台帳」という。)、事業所記号簿並びに日本年金機構B事務センターの回答により、A事業所が、昭和17年1月1日に労働者年金保険の適用事業所になり、昭和24年3月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該被保険者名簿において昭和17年に被保険者資格を取得している二人の被保険者資格喪失年月日が昭和23年10月28日及び昭和24年3月31日と記録されていることから、請求期間において、A事業所が、労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所として事業を継続していたことが推認できる。

また、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る2通の履歴書の内容を見ると、それぞれの履歴書に記されているA事業所における勤務期間は一致しており、学歴及び職歴もほぼ同じである上、その職歴は、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録とおおむね符合しており、当該履歴書の記載内容に高い信憑性が認められることから、請求期間において、訂正請求記録の対象者が、A事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、訂正請求記録の対象者に係る被保険者台帳には、A事業所における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日（昭和17年4月1日）が記録されているものの、資格喪失年月日が記録されておらず、当該記録は、訂正請求記録の対象者の基礎年金番号に統合する処理が行われていない。

また、A事業所に係る被保険者名簿について、現存する被保険者名簿は前述の一枚のみであり、当該被保険者名簿には訂正請求記録の対象者の氏名がなく、当該被保険者名簿に記載されている被保険者3人の標準報酬月額記録がいずれも昭和23年8月1日から設定された新たな標準報酬月額と一致することから、当該被保険者名簿は昭和23年8月1日以後に作成されたものと推認されるところ、日本年金機構B事務センターは、「請求期間当時の被保険者名簿が滅失しているものと思われます。」と回答している。

さらに、訂正請求記録の対象者及び前述の被保険者名簿に記載されている被保険者の被保険者台帳記号番号の前後の番号の者に係る被保険者台帳を検索し、A事業所における同僚15人に係る被保険者台帳を確認できたところ、当該15人のうち5人の被保険者台帳には、訂正請求記録の対象者と同じように資格喪失年月日が記載されておらず、保険出張所（当時）における記録管理の不備がうかがえる。

加えて、前述のA事業所における同僚15人のうち10人の被保険者台帳には、資格喪失年月日が記載されているところ、当該10人の資格喪失年月日のうち、被保険者名簿に記載のある二人を除き最も遅い資格喪失年月日が昭和19年3月20日であること及び前述の被保険者名簿の作成日が昭和23年8月1日以後であると推認されることを踏まえると、被保険者台帳に資格喪失年月日が記載されていない者（訂正請求記録の対象者を含む。）のA事業所における資格喪失年月日は、昭和19年3月21日から昭和23年8月1日までの間であると考えられる。

これらの事実を前提にすると、本件訂正請求に係る労働者年金保険（厚生年金保険）の記録がないことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険出張所による被保険者名簿等への記入漏れ、被保険者名簿等の滅失等の可能性が考えられるが、当該被保険者名簿等の滅失等から半世紀も経た今日において、被保険者名簿等の完全な復元を成し得ない状況の中で、請求者及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上を踏まえて本件訂正請求を見るに、訂正請求記録の対象者が請求期間にA事業所に勤務していたこと、事業主が訂正請求記録の対象者に係る届出を行った後に保険出張所が訂正請求記録の対象者に係る年金記録を滅失した可能性が相当高いことがそれぞれ推認できる一方で、これらの推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、訂正請求記録の対象者のA事業所における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日は、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間の始期である昭和17年6月1日、資格喪失年月日は、前述の履歴書に記載されている退職年月から昭和21年5月1日とすることが妥当である。

また、昭和17年6月1日から昭和21年5月1日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700098号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700025号

## 第1 結論

昭和45年\*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年\*月から昭和52年3月まで

20歳になった当時は学生であったが、亡くなった父から、「国民年金に加入していないと、もしもの場合に障害年金等がもらえないから、必ず加入するように。」と言われていたので、父と一緒にA県B市役所に行き、同市役所の窓口において国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、父が納付してくれたので詳しいことは分からないが、年金等の諸手続に詳しく父が請求期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考えられないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「20歳になった頃(昭和45年\*月頃)に国民年金の加入手続を行い、父が請求期間の国民年金保険料を納付してくれた。」旨主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合には、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、請求者は、請求期間当時の住所地はB市であり、同市役所において加入手続を行った旨陳述していることから、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求期間に同市において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったほか、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、請求者は、国民年金に未加入であることから、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付を行ったとされる請求者の父は既に亡くなっていることから、請求期間当時の具体的な状況は不明である。

さらに、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700067号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700061号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年3月14日から平成18年5月21日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が、平成18年5月21日と記録されていることが分かった。

A社には、前職のB社を退職後、期間を空けることなくすぐに入社し、入社した月の給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成16年3月14日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答等から判断すると、期間を特定することはできないものの、請求者が、請求期間のうち一部の期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料が現存しないため、請求者の入社年月日、勤務形態及び厚生年金保険への加入状況は不明である。」旨回答している。

また、A社に係るオンライン記録において、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が、請求者と同じ平成18年5月21日である被保険者が請求者のほかに15人確認できるところ、このうちの一人が「私は、平成17年7月にA社に入社し、入社から約1年後に厚生年金保険に加入した。」旨、別の一人も「厚生年金保険には、入社から一定期間経過後に加入した。」旨回答又は陳述していることから判断すると、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、「当時の資料が現存しないため、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かについて、確認することはできないが、当社では、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨回答している上、前述の入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入した旨回答又は陳述している二人のうち一人は「厚生年金保険料が給与から控除されるようになったのは、厚生年金保険に加入してからだった。」旨、別の一人は「厚生年金保険に加入するまでの間に厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは分からない。」旨回答又は陳述しており、ほかの者からも、厚生年金保険に加入する前に厚生年金保険料を給与から控除されていた旨の回答及び陳述はなかった。

加えて、A社に係るオンライン記録における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日(平成18年5月21日)は、日本年金機構C年金事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている請求者の資格取得年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700094号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700063号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年8月1日から昭和51年4月1日まで

請求期間において、A社に正社員として勤務し、B及びCの業務に従事したが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、「過去の人事記録、賃金台帳、社会保険等届出書及び出金記録の確認並びに請求期間当時から在籍している社員への聞き取りを行ったが、請求者が当社に在籍した形跡は見当たらない。」旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、21人に事情照会したところ、請求者に関する質問について回答のあった13人全員が、請求者を知らない旨回答又は陳述している。

さらに、請求者が請求期間当時のA社の上司及び同僚として記憶する二人は、オンライン記録において、同社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。また、同社は、「過去の人事記録、賃金台帳等を調べたが、請求者の記憶する二人が当社に在籍した形跡は見当たらない。」旨回答している上、前述の21人の事情照会に対する回答又は陳述において、当該二人を知っている又は覚えているとする元従業員もいなかった。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。